

お客さま各位

令和5年3月3日

蒲郡信用金庫

証書貸付の繰上返済手数料等にかかる「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、当金庫が取扱いしている証書貸付の一部繰上返済手数料および期限前弁済手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じる部分につきまして、消費税が不課税であるにも関わらず、消費税相当分を頂いていたことが判明しました。

これを受け、お客さまからお預かりし、当庫が納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間について法定利息※を加えたうえでお客さまに返還させていただきます。

対象となるお客さまには、個別にご案内のうえ、すみやかに返還手続を実施いたします。お客さまには多大なるご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。

なお、ご案内がなかった場合でも、お心当たりのあるお客さまは下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

※ 令和2年3月31までにお預かりしていた場合の法定利息は5%、令和2年4月1日以降にお預かりした場合の法定利息は3%となります。

【対象となるお客さま】

- ① 平成15年6月2日～令和4年10月10日の期間に、一部繰り上返済時に返済元金の1%＋消費税を手数料としてお支払い頂いたお客さま。
- ② 平成18年7月14日～平成28年5月5日および令和2年4月1日～令和4年10月10日の期間に、期限前弁済手数料として期限前に弁済する元本額に0.5%と残存期間を乗じた手数料支払い時に消費税をお支払い頂いたお客さま。

※ 定額の繰上返済手数料をお支払い頂いたお客さまは、返還対象ではございません。

◇ 本件に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-115759 ガイダンス番号「4」

お客さま相談センター「ご預金・ローンなどの商品に関するお問い合わせ」

(平日：9時～17時)

以上